附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（存続中央会に係る旧農協法施行規則の効力）

第二条　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下この条において「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会（以下この条において「存続中央会」という。）については、この省令による改正前の農業協同組合法施行規則の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

（業務報告書等の様式に関する経過措置）

第三条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（次項において「新施行規則」という。）別紙様式は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、新施行規則別紙様式第六号㈠第一2⑶ロ記載上の注意は、平成三十一年四月一日以前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

○農林水産省令第六号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（農業倉庫業法施行規則の廃止）

第一条　農業倉庫業法施行規則（大正六年農商務省令第十五号）は、廃止する。

（土地改良法施行規則の一部改正）

第二条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構」に改める。

第四十三条の十一中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、「。以下同じ」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第七十六条の六及び第七十六条の十三中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構」に改める。

第百五条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号イ⑶及び第四十三条第二号イ⑶中「第七十二条の八第一項第一号」を「第七十二条の十第一項第一号」に改める。

（野菜生産出荷安定法施行規則の一部改正）

第四条　野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に、「、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会」を「及び農業協同組合連合会」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

（国有林野の活用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国有林野の活用に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改め、同条第四号及び第七号ロ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第五条中「行なう者」を「行う者」に改め、同条第一号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第六条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号イ中「農業生産法人」を「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）」に改め、同条第五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）」に改める。

第十条第一号、第十二条の十一第五号及び第十二条の十二第五号中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改める。

第十四条第一項第二号中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）」を「農地所有適格法人」に、「（農業生産法人」を「（農地所有適格法人」に改め、同号ロ中「第二条第三項第二号チ」を「第二条第三項第二号イからチまで」に、「（当該関連事業者等を含む）」を「以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く」に改め、同号ハ中「第二条第三項第二号チに掲げる者」を「第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者」に改める。

第十六条の二第一項第六号中「業務を執行する役員」を「農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等」に改める。

第十八条第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

（肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部改正）

第八条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第五条第二項」を「第五条第二項第二号」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「旧農林漁業団体又は被承継農林漁業団体」を「被承継農林漁業団体等（旧農林漁業団体、被承継農林漁業団体又は特例年金政令第五条第二項第一号に掲げる法人」に、「被承継農林漁業団体等」を「組織変更後農林漁業団体」に改め、「という。）」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「被承継農林漁業団体」の下に「又は組織変更後農林漁業団体」を加える。